

令和3年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDC Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) 令和2年度の契約状況は、表1に示すとおり、契約件数は1,458件、契約金額は288億円である。

このうち、競争性のある契約は令和元年度の90.3%(1,205件)に対し、令和2年度は91.6%(1,335件)であり、前年度比で1.3%増加している。

これに伴い、競争性のない随意契約は令和元年度の9.7%(129件)から令和2年度は8.4%(123件)と減少しており、1者入札削減の取組みの結果として競争性のある契約が増加したものである。

一方、競争性のない随意契約の金額は26.1%(2億円)増加しているが、これは1件当たりの契約金額が大きい事務所賃貸借契約及び賃貸ビル入居付随工事、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理、災害復旧工事によるものである。

令和2年度の競争性のない随意契約の類型は、以下のとおりである。

()内は前年度

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ①長期継続契約(公共料金等) | 52件 3.1億円 (50件 3.1億円) |
| ②共同研究及び再委託等に伴う競争性のない契約 | 1件 0.1億円 (20件 1.3億円) |
| ③特許権、著作権等を有している特定の相手方との契約 | 18件 1.2億円 (19件 0.7億円) |
| ④国または地方公共団体から指定された処理業者との契約 | 9件 1.5億円 (4件 1.1億円) |
| ⑤特殊な研究設備・機器等の購入又は保守管理等業務の契約 | 27件 1.6億円 (28件 1.3億円) |
| ⑥その他(土地借料ほか) | 16件 4.5億円 (8件 2.1億円) |

表1 令和2年度の農研機構の調達全体像

単位：(件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.0%) 841	(33.4%) 101	(66.0%) 963	(40.6%) 117	(14.5%) 122	(15.7%) 16
企画競争・公募	(27.3%) 364	(63.4%) 192	(25.5%) 372	(55.2%) 159	(2.2%) 8	(△ 17.2%) △ 33
競争性のある契約(小計)	(90.3%) 1,205	(96.9%) 293	(91.6%) 1,335	(95.8%) 276	(10.8%) 130	(△ 5.8%) △ 17
競争性のない随意契約	(9.7%) 129	(3.1%) 10	(8.4%) 123	(4.2%) 12	(△ 4.7%) △ 6	(26.1%) 2
合計	(100.0%) 1,334	(100.0%) 303	(100.0%) 1,458	(100.0%) 288	(9.3%) 124	(△ 4.8%) △ 15

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、競争入札の結果による不落随意契約を含む。

(注4) 「企画競争・公募」には、農研機構のファンディング部門である生研支援センターが契約した公募型研究委託契約を含む。(令和元年度259件・145億円、令和2年度193件・89億円)

(2) 令和2年度の競争性のある契約(1,335件、276億円)のうち、令和2年度における一者応札・応募の状況は、契約件数561件(全体の42.0%)、契約金額は50億円(全体の18.2%)である。

令和元年度(522件、46億円)と比較し、令和2年度(561件、50億円)の件数及び金額は増加しているものの、各年度全体の契約件数における割合は、1者入札の削減に取り組んだ結果、令和元年度の43.3%(522件)に対し、令和2年度は42.0%(561件)と僅かながら減少している。

支出の契約種別の内訳をみると、役務契約(324件、31.1億円)及び物品購入等(219件、15.7億円)が件数、金額ともに占める割合が高く、主に研究用機器の試作や保守契約、分析用機器の購入契約等によるものである。

これは特殊な研究用機器に係る購入及び保守等の契約が多いため、応札可能者が限られていたことが要因と考えられる。

令和2年度の一者応札・応募の類型は、以下のとおりである。

()内は前年度

① 役務(試作・機器保守、製造、賃貸借等)

324件 31.1億円 (286件 29.4億円)

② 物品購入契約(機器購入・消耗品等)

219件 15.7億円 (221件 14.0億円)

③ その他(工事等)

18件 3.3億円 (15件 3.0億円)

表2 令和2年度の農研機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和元年度		令和2年度		比較増△減	
2者以上	件数	683	(56.7%)	774	(58.0%)	91	(13.3%)
	金額	247	(84.2%)	226	(81.8%)	△ 21	(△ 8.4%)
1者以下	件数	522	(43.3%)	561	(42.0%)	39	(7.5%)
	金額	46	(15.8%)	50	(18.2%)	4	(7.9%)
合計	件数	1,205	(100.0%)	1,335	(100.0%)	130	(10.8%)
	金額	293	(100.0%)	276	(100.0%)	△ 17	(△ 5.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の改善について引き続き重点的に取り組むとともに、物品及び役務の調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性によりやむを得ず発生する場合もあるが、これら以外の要因を分析し、各要因に応じた取組が図られるよう、入札説明書受領者に対しアンケートや電話等によるヒアリングを実施し、公告期間の拡大、仕様書における業務内容の明確化及び応札に係る資格要件(業務実績、認可資格等)が必要最小限であるか等の点検を行い、引き続き改善を図る。

【現状分析】

また、電子メールによる入札説明書の配布や、他機関への入札公告の掲示依頼による周知の強化を図るなど、引き続き入札等に参加しやすい環境を整える。

【応札機会の拡大】

さらに、入札計画の事前周知、RSSへの登録を促すなど、新規に入札への参加が予想される業者に幅広く入札参加を呼びかけ、入札機会の拡大を図る。

【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(2) 研究開発に係る物品及び役務の調達等

- ① 研究開発に係る物品及び役務の調達については競争性の確保を原則としつつも、やむを得ず随意契約（少額随契及び国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随契」という。）を除く）を行う案件については、農研機構の随意契約基準に該当するかを常に点検した上で契約を行う。

【原則：競争性の確保】

更に短期間での納入が必要な研究に直接関係する「製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約」については、令和3年度より導入する特例随契の活用を図る。

また、計画的な予算執行、調達事務手続きに要する期間を十分確保できるように周知する。

【適正かつ合理的な調達方法の実施】

- ② 試薬及び研究用消耗品の単価契約については、研究現場からの要望を踏まえつつ、新たに必要な品目の追加を行うなど対象品目の見直しを行い、引き続き他法人との共同調達を実施することで、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。

【単価契約の拡大：新規追加品目数 10 品目以上】

- ③ 現在、複数年契約を締結している案件も含めて、複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年の契約を活用することで、調達金額の節減及び調達手続きの効率化を図る。

【複数年契約の活用：数値目標 1 件以上】

(3) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達

一般的な物品及び役務の調達について、トータルとしての調達コストの削減を図るために、令和3年度においても、引き続き一括調達、共同調達の取組を推進することで、公正性・透明性を確保しつつ経済的で合理的な調達を目指す。

つくば地区においては、これまでもパソコン、コピー用紙、トイレトーパー等、他法人との共同調達を推進してきたところであり、引き続き、更なる一括調達、共同調達品目の取組を推進する。

地域ブロックにおいても、燃料、コピー用紙等、他法人との共同調達について品目を拡大し、トータルとしての調達手続きに要する時間の短縮（物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達）、調達金額の節減を図る。

【一括調達等品目拡大による調達手続きに要する時間及び調達金額の節減：数値目標 1 品目以上拡大】

(4) 調達担当者会議

組織改編による調達部署の見直しに伴い、調達担当者のスキルアップを図り、組織力向上を目指す。

具体的には、リモート会議又は電子会議室等を活用の上、手続き等に係る情報共有や意見交換を実施し、適正かつ効率的な運用を行う。

【調達職員のスキルアップ】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円、物品の購入 160 万円、役務 100 万円を越えるもの）については、事前に法人内に設置している随意契約審査委員会にて「随意契約によることができる事由」との整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。

また、特例随契について、「国立研究開発法人の調達に係る事務について（令和 3 年 2 月 26 日内閣総理大臣、総務大臣決定）」に基づく、研究に直接関係する 500 万円以下の「製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約」について、契約監視委員会による事前承認及び事後確認を行うことで、適正かつ効率的な運用に向けた取り組みを行う。

【随意契約審査委員会における事前審査、契約監視委員会における事前承認及び事後確認実施率：数値目標 100%】

(2) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組

① 研究費の適正な執行に関するコンプライアンスの徹底及び内部統制強化等の取組について、役職員を対象とした研修を実施する。

【研究費の適正な執行に関する研修の実施：数値目標 受講率 100%】

② 契約（発注）業務に関しては、アクセス権限や決裁権限が明確な会計システムを活用することで不適正な経理処理を防止するとともに、購入依頼申請を電子化することにより、発注業務の迅速化を図る。

また、検収に関しては、各事業場において適正な事務処理を徹底する。

③ 研究費の適正な執行（契約、納品・検収等）のため、全国の会計事務担当者を対象とした財務関係担当者会議、リモート会議又は電子会議室等において取組等の情報を周知するほか、職員に対しては、その手続き

及び留意する点等が一目でわかる「研究費の使用に関するハンドブック」を利用し周知徹底を図る。

【業務の適正な事務処理の徹底】

- ④ 内部監査において、物品等の納品・検収が確実に行われているか、監査を実施する。また、取引業者に対して、債権債務残高の照合、納入物品に係わる会計帳簿等の提出を求め点検を実施する。

【不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹底】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 調達等合理化の推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を適切に実施するため、理事（総務担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を置き、本計画の進捗状況、取組結果、自己評価結果等を踏まえ、本計画の改定を行うものとする。

また、研究職員等の意見を反映する委員会にするため、総括責任者が各研究所から委員を複数名指名するものとする。

総括責任者：理事（総務、デジタル化担当）

副総括責任者：管理本部長

委員：管理本部副本部長、管理本部総務部長、総務課長、経理課長、監査室長、観音台第2管理部長

その他総括責任者が指名する者（九州沖縄農業研究センター研究推進部長、農業環境研究部門研究推進部長）

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検、特例随契の事前承認を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約、特例随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後確認を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、農研機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。